

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界149カ国に14万人のスタッフを擁する世界最大級のネットワーク会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(www.pwc.com)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約480人のスタッフから成る専門家集団です。

このニュースレターは、出向役員給与の負担金の取扱いの概要を説明する目的で作成しています。この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。したがって、このJapan Tax Updateに基づき、具体的な決定を下される前に、プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビル15階
代表電話: 03-5251-2400
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

出向役員給与の負担金の取扱いの概要

1. 改正法人税基本通達9-2-46の概要

2007年3月に、役員給与に関する法人税基本通達が改正/新設されました。改正後の取扱いでは、下記の2つの要件を満たす出向役員にかかわる給与と負担金の支出については、出向先法人において、当該役員に対する給与の支給として、法人税法第34条の適用により損金算入ができるものとされており(法人税基本通達9-2-46)。

- (1) 当該役員にかかわる給与と負担金の額につき当該役員に対する給与として出向先法人の株主総会、社員総会又はこれらに準ずるものの決議がされていること。
- (2) 出向契約等において当該出向者にかかわる出向期間及び給与と負担金の額があらかじめ定められていること。

旧通達9-2-34では出向元法人の出向役員への支給形態により出向先法人における当該出向役員の給与と負担金の損金算入の可否の判定が行われていました。改正後の通達では、上記2要件を満たす出向役員の給与については、出向先法人の出向元法人に対する給与と負担金の支払いを役員給与の支給とみなして、法人税法第34条の適用により損金算入の可否を判定することになります。

従って、改正前においては、出向先法人が出向元法人に支払う給与と負担金のうち賞与に相当する金額(定期同額の形で支給された場合も含む)は、出向先法人において損金算入が認められておりませんでした。改正により出向先法人の出向元法人への給与と負担金の支払が定期同額であれば、出向先法人において定期同額給与として損金算入ができると解することができます。

なお、当該通達の適用を受ける給与と負担金について、法人税法第34条第1項第2号(事前確定届出給与)の規定の適用を受ける場合には、出向先法人がその納税地の所轄税務署長にその出向契約等に基づき支出する給与と負担金にかかわる定めの内容に関する届出を行うこととなります。

また、出向先法人が給与と負担金として支出した金額が、出向元法人が当該出向者に支給する給与の額を超える場合のその超える部分の金額については、出向先法人にとって給与と負担金としての扱いはなくなりますので、34条の適用による損金算入は認められないこととなります(法人税法22条により判定されるものと理解されます)。

2. 経過的取扱いの概要

新通達9-2-46には経過的取扱いが設けられており、法人が次に掲げる事業年度及び期間において支出した給与負担金の額については、同通達に定める出向先法人の株主総会、社員総会又はこれらに準ずるものの決議がされていない場合であっても、同通達の取扱いによることができるとされております。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する事業年度
- (2) (1)に掲げる事業年度のうち最も新しい事業年度終了の日の翌日から同日以後に行われる役員給与の改定までの期間(同日から3月を経過する日(保険会社にあつては、4月を経過する日)までの期間に限る。)

なお、法人が改正基本通達9-2-46及び本文の取扱いの適用を受けない場合において、(1)及び(2)に掲げる事業年度及び期間において支出した給与負担金の額のうち、旧通達9-2-34の取扱いにより報酬とされるものの額は、法人税法第34条第1項第1号(定期同額給与)の規定する定期同額給与に該当する((2)に掲げる期間については、(1)に掲げる事業年度についてこの取扱いを受ける場合に限る。)ものとされており、実務上の対応がなされております。

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。

互井 卓郎	03-5251-2413	takuro.tagai@jp.pwc.com
荒井 優美子	03-5251-2475	yumiko.arai@jp.pwc.com
ジャック バード	5251-2577	jack.bird@jp.pwc.com
アルフレッド ゼンカック	03-5251-2431	alfred.zencak@jp.pwc.com
ケン レオン	03-5251-2945	ken.leong@jp.pwc.com